

○厚生労働省告示第一百五号

○厚生労働省告示第二百五号
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項及び第二十一条の四第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に關する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。ただし、第二条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件第四条第一号の改正規定は、告示の日から適用する。

改 正 後	改 正 前
第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律 施行規則（以下「施行規則」という。）第二 十条の二第一項に規定する障害者介助等助 成金（以下「助成金」という。）のうち同項 第一号に該当する事業主に支給する助成金 の額は、同号に規定する重度障害者等職場 適応措置（第四条第一号において「重度障 害者等職場適応措置」という。）の対象とな る施行規則第二十条の二第一項第一号に規 定する重度障害者等（第四条第一号におい て「措置対象者」という。）につき月額 三万円（障害者の雇用の促進等に関する法 律第四十三条第三項に規定する短時間労働 者にあっては、二万円）とする。	第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律 施行規則（以下「施行規則」という。）第二 十条の二第一項に規定する障害者介助等助 成金（以下「助成金」という。）のうち同項 第一号に該当する事業主に支給する助成金 の額は、同号に規定する重度障害者等職場 適応措置（以下「重度障害者等職場適応措 置」という。）の対象となる同号に規定する 重度障害者等（以下「措置対象者」という。） につき月額三万円（障害者の雇用の促 進等に関する法律第四十三条第三項に規定 する短時間労働者（以下単に「短時間労働 者」という。）にあっては、二万円）とする。
第二条 助成金のうち施行規則第二十条の二 第一項第二号に該当する事業主に支給する 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 とする。	第二条 助成金のうち施行規則第二十条の二 第一項第二号に該当する事業主に支給する 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 とする。
一 施行規則第二十条の二第一項第二号イ に規定する介助の業務を担当する者（以 下「第一号介助者」という。）に係る助成 金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇	一 施行規則第二十条の二第一項第二号イ に規定する介助の業務を担当する者（以 下「第一号介助者」という。）に係る助成 金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇

令和二年五月十一日 厚生労働大臣 加藤勝信
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。

用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した第一号介助者の配置又は嘱託に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した第一号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）
（略）

第一号介助者の委嘱に係る助成金（ただし、一年につき二十四万円（施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する労働者が同号イに規定する機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務（第三号口において単に「事務的業務」という。）に従事する場合にあつては、百五十万円）を限度とする。）

第一号介助者の委嘱に係る助成金
第一号介助者の委嘱一回につき一円
第一号介助者の委嘱一回につき一万円
(ただし、一年につき二十四万円 (施
行規則第二十条の二第一項第二号イに
規定する労働者が同号イに規定する機
構の定める企画、立案、会計、管理等
の事務的業務 (以下単に「事務的業務」
という。) に従事する場合にあつては、
百五十万円) を限度とする。)

四 施行規則第二十条の二第一項第二号ニ
に規定する手話通訳、要約筆記等を担当
する者（以下この号及び第四条第五号に
おいて「手話通訳担当者等」という。）に
係る助成金 機構が別に定める基準に
従つて算定した手話通訳担当者等の委嘱
に要する費用の額に四分の三を乗じて得
た額（その額が手話通訳担当者等一人の
委嘱一回につき六千円を超えるときは、
委嘱一回につき六千円）。ただし、一年
につき二十八万八千円に当該助成金の支
給の対象となる障害者の数に応じて機構
が定める額を加えた額を限度とする。

四 施行規則第二十条の二第一項第二号に規定する者（以下「手話通訳担当者等」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従つて算定した手話通訳担当者等の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）。ただし、一年につき二十八万八千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。

に規定する健康相談のために必要な機構が別に定める医師（以下この号及び第四条第五号において「健康相談医」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が健康相談医の委嘱一回につき二万五千円を超えるときは、委嘱一回につき二万五千円）。ただし、健康相談医一人につき年額三十万円を限度とする。

に規定する健康相談のために必要な機構が別に定める医師（以下「健康相談医」という。）に係る助成金の機構が別に定める基準に従つて算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が健康相談医の委嘱一回につき二万五千円を超えるときは、委嘱一回につき二万五千円）。ただし、健康相談医一人につき年額三十万円を限度とする。

六 施行規則第二十条の二第二項第二号へ
に規定する職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者（以下この号及び第四条第六号において「職業コンサルタント」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した職業コンサルタントの配置又は委嘱を要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額を超えるときは、それぞ

六 施行規則第二十条の二第一項第二号へ
に規定する職業生活に関する相談及び指導
の業務を専門に担当する者（以下「職業コンサルタント」という。）に係る助成
金 機構が別に定める基準に従つて算定す
した職業コンサルタントの配置又は委嘱
に要する費用の額に四分の三を乗じて得
た額（その額が次に掲げる区分に応じて
それぞれに定める額を超えるときは、そ
れぞれに定める額）

則第二条の二に規定する知的障害者又は施行規則第一条の四に規定する精神障害者に限る。である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情の改善を図るための業務（以下この号において「合理的な配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び第四条第七号において「合理的な配慮相談員」という。）に係る助成金、次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額

に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。」である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情の改善を図るために業務（以下この号において「合理的配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び次条第七号において「合理的配慮相談員」という。）に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額

イ・ロ
(略)

イ・ロ
(略)

合理的的配慮相談員（不に掛けた者を除く）の所定の配置ニ係る助成金

合理的的醜

六 施行規則第二十条の二第一項第二号へ
に規定する職業生活に関する相談及び指導
の業務を専門に担当する者（以下この
号及び第四条第六号において「職業コン
サルタント」という。）に係る助成金、機
構が別に定める基準に従つて算定した職
業コンサルタントの配置又は委嘱を要す
る費用の額に四分の三を乗じて得た額
（その額が次に掲げる区分に応じてそれ
ぞれに定める額を超えるときは、それぞ

六 施行規則第二十条の二第一項第二号へ
に規定する職業生活に関する相談及び指導
の業務を専門に担当する者（以下「職業コンサルタント」という。）に係る助成
金 機構が別に定める基準に従つて算定
した職業コンサルタントの配置又は委嘱
に要する費用の額に四分の三を乗じて得
た額（その額が次に掲げる区分に応じて
それぞれに定める額を超えるときは、そ
れぞれに定める額）

則第二条の二に規定する知的障害者又は施行規則第一条の四に規定する精神障害者に限る。である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情の改善を図るための業務（以下この号において「合理的配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び第四条第七号において「合理的配慮相談員」という。）に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額

に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。」である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情の改善を図るために業務（以下この号において「合理的配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び次条第七号において「合理的配慮相談員」という。）に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額

七 施行規則第二十条の二第一項第二号トに規定する在宅勤務障害者（以下この号において「在宅勤務障害者」という。）の雇用管理及び業務管理の業務を担当する

七 施行規則第二十条の二第一項第二号トに規定する在宅勤務障害者（以下「在宅勤務障害者」という。）の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者（同号トに規定する在宅勤務障害者）

間くの親方で西園に依る限り万金一
人につき月額一万円（ただし、一人に
つき六箇月）（雇用保険法施行規則（昭
和五十年労働省令第三号）第二百二条の
三第一項第二号イ5）に規定する中小企

陽くこの柔軟な西置に付する月万金一
人につき月額一万円（ただし、一人に
つき六箇月（雇用保険法施行規則（昭
和五十年労働省令第三号）第一百一条の
三第一項第二号イ5）に規定する中小企

額に四分の三を乗じて得た額(その額が
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定め
る額を超えるときは、それぞれに定める
額)に在宅勤務障害者の雇用管理及び業
務管理に係る制度の整備(機構が別に定
める場合に限る。)につき十万円を加えて
得た額

（それに定める額）に在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理に係る制度の整備（機構が別に定める場合に限る。）につき、それぞれに定める額を超えるときは、それ

助成金の額は、機構が別に定める基準に従つて算定した同号に規定する介助の業務を担当する者（次条第八号において「第三号職場介助者」という。）の嘱託に要する費用の額に五分の四（ただし、中小企業事業主にあつては十分の九）を乗じて得た額（その額が、委嘱一回につき月額十三万三千円

八 その雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、施行規則第一条の二に規定する知的障害者又は施行規則第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、施行規則

八 その雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二

し、中小企業事業主にあつては、委嘱一回につき月額十五万円を超えるときは、月額十五万円)とする。ただし、当該助成金の支給の対象となる委嘱は、一会计年度(四月一日から翌年三月三十日までをいう)において施行規則第二十条の二第一項第三号イイからハまでに規定する労働者一人につき一回までとする。